

令和5年(2023年)12月28日

株式会社 神奈川新聞社
代表取締役社長 須藤 浩之 様

小田原市長 守屋 輝彦

貴社発行の令和5年12月13日の朝刊に「小田原ポスター違法掲示問題」と題する記事が掲載されました。

掲載記事は、小田原市議会12月定例会での一議員の一般質問に対する答弁に関して、答弁の調整過程等に触れた内容でしたが、「市長市選管に圧力か」、「不満伝え議会答弁改変」など事実とは異なる見出しを付され、本市の意思決定の過程に不備があったかのような誤った印象を読者に与える内容となっております。

なお、その取材においては約50分間にも及び記者から執拗に質問等が行われ、対応者には大きな精神的負担となり、誠に遺憾であります。

つきましては、本件記事に対して抗議するとともに、次の事項について見解を伺いたく、令和6年1月9日(火)までに、文書によりご回答くださるようお願いいたします。

選挙管理委員会に限らず、市議会の一般質問に対する答弁の調整過程では、市政の考え方を責任を持って答弁するため、内容を検討し、慎重に言葉を選ぶなどの作業をしており、その中で意見を交えても、職員等に対し市長が圧力をかけるというようなことはありません。

記事中の「改変された小田原市選管の答弁内容」と題する「QA」の上段の欄に記載されている内容は、本件に係る一般質問を予定していた議員と質問通告の期間前に概要の整理にあたりやりとりをしていた内容であり、答弁は、最終的に議場で発言に及ぶまで十分に吟味して修正等を加えながら作成しており、議場での答弁が唯一のものです。経過等を捉え、「答弁を改変した」、「差し換えた」、との記載は、見識が異なると思います。

本件記事におけるこれらの記載は、市民を始め世間全般に対し、当市を咎め印象を貶めようとする意図を強く感じさせ、記事の公平性、正確性等の観点を欠くのではないかと考えます。

(事務担当：総務部総務課 0465-33-1290)